

参考資料

資料1 計画策定の体制と経過

(1) 策定の体制

①竹原市地域福祉計画推進委員会

竹原市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 地域における福祉意識の高揚と小地域福祉活動、ボランティア活動の振興を図り、もって地域住民が互いに支え合う地域福祉の積極的な推進を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく竹原市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定について必要な事項を検討するとともに、計画の達成状況の評価・検証を行うため、竹原市地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について調査、審議を行う。

- (1) 計画の策定に関する事項。
- (2) 計画の実施状況の把握及び検証に関する事項。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市における地域福祉の計画的推進を図るために必要な事項。

(組織)

第3条 推進委員会の委員（以下「委員」という。）は、24人以内とし、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 社会福祉を目的とする団体を代表する者
- (2) 地域住民を代表する者
- (3) 医療、福祉、保健関係団体及び事業者等を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、市民生活部福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関する事項は、会長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月18日から施行する。

竹原市地域福祉計画推進委員会 委員名簿

(敬称略 順不同)

区 分	団体・機関名等	氏 名	備 考
社会福祉を 目的とする 団体を代表 する者	(社福)竹原市社会福祉協議会	實 藤 義 城	会長
	竹原市民生委員児童委員協議会	亀 尾 善 熙	副会長
	竹原市身体障害者福祉協会	山 名 京 子	
	竹原市手をつなぐ育成会	桜 井 一 馬	
	精神障害者家族会	門 脇 博 三	
	竹原市ボランティアグループ連絡協議会	福 原 典 子	
	地区社会福祉協議会	中 尾 泰 美	竹原町第一地区社会福祉協議会
	竹原市NPO法人連絡協議会	岩 本 正 則	
地域住民を 代表する者	竹原市自治会連合会	土 田 勇	
	竹原市女性連絡協議会	竹 下 純 子	
	竹原市老人クラブ連合会	長 木 義 美	
	竹原市PTA連合会	福 濱 勝 臣	
医療、福祉、 保健関係団 体及び事業 者等を代表 する者	竹原地区医師会	米 田 吉 宏	
	(社福)竹原市社会福祉協議会 地域包括支援センター	正 井 かよ子	
	竹原市介護支援専門員連絡協議会	中 田 雅 士	
	障害者相談支援事業所	森 木 聡 人	竹原地域障害者生活支援センター聖恵
	竹原市保育連盟	長 岡 蕙 樹	
その他市長 が必要と認 める者(公 益代表)	社会福祉協力校	正 川 真知子	竹原市立吉名小学校
	竹原警察署	中 倉 国 明	
	東広島市消防局 竹原消防署	高 橋 春 夫	
関係行政機 関の職員	竹原商工会議所	永 井 克 典	
	副市長	三 好 晶 伸	
	市民生活部長	谷 岡 亨	

②竹原市地域福祉計画推進会議

竹原市地域福祉計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により策定する竹原市地域福祉計画（以下「計画」という。）の円滑な推進を図るため、竹原市地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画の推進に関する事項
- (3) 計画の実施状況の把握及び検証に関する事項
- (4) その他市における地域福祉の計画的推進を図るために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は市民生活部長を、副会長は福祉課長をもって充てる。
- 3 会長は推進会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、資料の提出及び説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 第2条の所掌事務に関する具体的事項について、調査研究及び事務的な連絡調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織し、福祉課長が代表幹事となる。
- 3 幹事会は、代表幹事が招集し、これを主宰し、会議の議長となる。
- 4 代表幹事が必要と認めるときは、幹事会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 代表幹事は、幹事会で検討した事項について、推進会議に報告するものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民生活部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年5月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

会長	市民生活部長	
副会長	福祉課長	
委員	総務課長 企画政策課長 市民健康課長 人権推進室長 まちづくり推進課長 まちづくり推進課文化生涯学習室長 福祉課子ども福祉室長	産業振興課長 建設課長 都市整備課長 教育振興課長 学校教育課長 市長が特に必要と認めたもの

別表第2（第6条関係）

代表幹事	福祉課長	
幹事	総務課行政係長 企画政策課課長補佐 財政課財政係長 市民健康課市民係長 市民健康課医療年金係長 市民健康課健康対策係長 人権推進室人権対策係長 まちづくり推進課文化生涯学習室室長補佐 まちづくり推進課協働推進係長 まちづくり推進課生活環境係長 福祉課子ども福祉室室長補佐	福祉課福祉総務係長 福祉課保護係長 福祉課介護福祉係長 福祉課障害福祉係長 産業振興課商工振興係長 建設課土木維持係長 都市整備課住宅係長 都市整備課都市計画係長 教育振興課教育企画係長 学校教育課学事係長 市長が特に必要と認めたもの

(2) 策定の経過

時 期	会議・内容
平成23年 5月27日	第1回竹原市地域福祉計画推進会議 ・計画の策定に向けて、スケジュール、アンケート調査
6～7月	地域福祉計画の策定に向けたアンケート調査
8月4日	第1回竹原市地域福祉計画推進委員会 ・会長・副会長の選任 ・計画の策定に向けて、スケジュール、アンケート調査の実施状況
8～10月	わが町流「竹原まち塾」地域ワークショップ（6会場、計12回）
10月14日	第2回竹原市地域福祉計画推進会議 ・基礎調査の結果報告、計画の方向性
10月20日	第2回竹原市地域福祉計画推進委員会 ・基礎調査の結果報告、計画の方向性
11月18日	第3回竹原市地域福祉計画推進会議 ・地域福祉の推進に向けた取組（原案）、計画の推進に向けて（原案）
11月24日	第3回竹原市地域福祉計画推進委員会 ・地域福祉の推進に向けた取組（原案）、計画の推進に向けて（原案）
平成24年 1月16日	パブリックコメント用計画素案の作成
1月20日 ～2月3日	パブリックコメント制度に基づく意見募集
2月15日	第4回竹原市地域福祉計画推進会議 ・パブリックコメント結果、地域福祉計画最終（案）
2月21日	第4回竹原市地域福祉計画推進委員会 ・パブリックコメント結果、地域福祉計画最終（案）
3月	竹原市地域福祉計画策定

資料2 用語の説明

用語	解説
あ行	
あんしん歩行エリア	交通事故の死傷事故の発生割合が高く、緊急に歩行者・自転車の安全対策が必要な地区を「あんしん歩行エリア」として指定し、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して、面的かつ総合的な事故対策を実施している。
一般世帯	①住居と生計を共にする人の集まり、②一戸を構えて住んでいる単身者、③それらの世帯と住居を共にして別に生計を維持している単身者、④会社や官公庁などの寮・寄宿舍等に居住する単身者のいずれかの世帯をいい、長期入所・入院者など「施設等の世帯」に属する世帯は含まれない。
NPO (エヌピーオー)	Non Profit Organization（民間非営利組織）の頭文字をとったもので、株式会社や営利企業とは違い、社会的活動を目的とし、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配せず、次の活動に再投資する組織をいう。
お助け声かけ隊の編成	高齢者等の日常生活を地域ぐるみでサポートしようと、買い物・病院への送迎、家の不具合箇所の点検・修理、安心安全の確認のための声かけなど身の回りのちょっとした手助けを行う活動を計画している。
か行	
介護予防	生活機能の維持・向上を図り、高齢者ができるかぎり寝たきりや認知症などによる要介護状態に陥らないようにしたり、要介護状態になった場合でも、少しでも状態を改善できるようにすること。
買い物難民	郊外型の大規模店との競争や深刻な不況による経営難などから、従来型の商店街などの店舗が閉店することで、その地域の住民（特に高齢者など車を運転できない人々やインターネットを利用できない人々）が生活用品などの購入に困るという社会現象、またはその被害を受けた人々を指す言葉。
消えた高齢者問題	平成22年、多数の高齢者が公的記録上（戸籍上）では存在しているが、実際には生死または実居住地などの確認が取れなくなっていることが全国的に発覚した社会問題。
緊急通報システム事業	24時間利用できるコールセンターが、在宅のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の日常の介護・健康相談や心の相談に応じ、定期的に安否確認を行っている。
権利擁護	自らの権利や福祉のニーズを表明することが困難な人（寝たきり、認知症の高齢者や障害のある人など）に代わって、その権利やニーズ表明すること。
高次脳機能障害	病気やけがなどで脳に損傷を受け、言語・思考・記憶・行為・学習・注意に障害が起こってしまった状態。
高齢者虐待防止法	正式名称は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」。平成17年11月に成立、平成18年4月施行。

用語	解説
高齢者等権利擁護ネットワーク	高齢者の虐待や消費被害等の予防と早期発見・早期対応・再発防止，認知症への理解の促進，高齢者の権利擁護に取り組んでいくために，地域住民や地域の組織・機関などによる連携を目的として設置されたネットワーク。個別支援ネットワークと権利擁護ネットワークで構成される。
声かけ（運動）	日常的なあいさつも含め，地域の子どもから高齢者までのさまざまな人々が互いに声をかけあい親睦を深めること，ひとり暮らし高齢者など何らかの手助けや援助を必要とする人の安否確認を兼ねて自宅等を訪問すること，まちなかで困っている人に声をかけ必要な手助けを行うことなど，さまざまな運動のことを指す。
子育て支援センター	子育ての不安や悩みに対応し，子育て相談や情報の発信，遊びを通じた親子のふれあいを深める事業や，自主的なグループ活動の支援などの機能を有する施設。
子育て力	地域や家庭等における子どもを健やかに育み，育てる力のこと。近年，核家族化や人間関係の希薄化などからそれぞれ低下していると指摘されている。
孤立死	ひとり暮らしや夫婦・きょうだいで住む高齢者等が，地域から孤立した状態で亡くなること。
さ 行	
在宅介護支援センター	高齢者の介護・福祉・医療・保健に関する総合相談窓口。介護の相談だけでなく，地域での高齢者の自立した生活への助言や社会福祉サービスへつなげるための連絡調整を行う。
サポートファイル	障害のある人や支援の必要な人が，生涯にわたって安心して安全な生活を送ること，教育をはじめとした一貫性のある支援を受けられることを願って，広島県が作成。A4のファイルに，健康や育ち・暮らし・特性等を記録しておき，本人のことをよく知ってもらうために活用するもの。
社会的企業家	社会問題の解決を目的として，医療，福祉，教育，環境，文化等の分野における収益事業に取り組む事業を創始した実業家のこと。
社会福祉協議会	社会福祉法で規定されている社会福祉団体。民間組織としての自主性と地域住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という2つの側面を持ち，地域の福祉課題の解決に取り組み，住民が参加する福祉活動を推進する役割を担う。
社会保障制度	人々が健やかで安心して暮らせる生活を保障する仕組み。社会保険，社会福祉，公的扶助，保健医療，公衆衛生などからなり，人々の生活を生涯にわたって支えるもの。
小地域ネットワーク	あらかじめ見守りが必要な人を選び，その人を中心に近隣でチームをつくり，常日頃から見守りを行い，生活や健康上の変化や気づいたことがあれば，連絡を行い，ニーズの発見を図るもの。

用語	解説
小地域福祉活動	自治会や小学校区など小地域を単位として要介護者一人ひとりを対象に、保健・医療・福祉の関係者と住民が共同して進める見守り・援助活動。ひとり暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者世帯をはじめ、すべての人が地域で孤立することなく、安心して生活できるよう地域住民による助けあい活動を展開し、併せて地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めるもの。
自立支援協議会	地域の障害福祉に関わる定期的な協議・調整の場として関係機関の参画のもとに設置。障害のある人や家族などを支えるために必要な協議・検討・調整などを進める。
成年後見制度	精神上の障害により判断能力が十分でない人が、財産管理や契約などで不利益を被らないように、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度。裁判所の審判による法定後見と、本人の判断能力が十分なうちに候補者と契約をしておく任意後見がある。
総合型地域スポーツクラブ	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで、さまざまなスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営される。
総合的な学習の時間	地域や学校、子どもの実態にあわせ、教科の枠を越えて、国際理解・情報・環境・福祉など従来の教科をまたがるような課題に関する学習を行える時間。自ら考え、解決する能力を重視している。
た 行	
地域活動支援センター	地域で生活する障害のある人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活の支援、さまざまな相談への対応、各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開している。
地域マネー	特定の地域やコミュニティの中で流通する疑似通貨。ボランティアや地域活動など、日本円のような法定通貨では表現しにくい価値をわかりやすく「可視化」することで、そうした価値の流通や交換を促進する効果がある。
地域包括ケア体制	高齢者が医療や介護を必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅や住まいで、個人としての尊厳を保ち、生きがいをもってその人らしい生活ができるように支える体制。
地域包括支援センター	平成18年4月から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理・虐待防止などさまざまな課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していくことを主な業務としている。
特別支援教育相談委員会	障害のある児童生徒の就学について、保護者、専門家の意見を聞き就学基準に基づいた適切な就学指導を行うための委員会。
な 行	
ニート	NEET (Not in Employment, Education or Training)。仕事に就かず、学校や職業訓練にも通っていない無業者のこと。

用語	解説
は 行	
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発地点、被害の拡大範囲及び被害程度、避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。
バリアフリー	生活を送る上で妨げとなる障害や障壁（バリア）を取り除くこと。
ひとり暮らし老人巡回相談員	ひとり暮らし高齢者の自宅を定期的に訪問し、安否確認や相談等を行う人。竹原市では民生委員・児童委員に委嘱。
フィーダー交通	鉄道駅や幹線バス路線と、住宅地や集落の間を結ぶ支線交通のこと。
福祉コーディネーター	地域での支えあいの輪を広げながら、福祉活動を深めていくために、何かを手伝いたいと思っている住民やグループに活動への参加を促したり、さまざまな分野で福祉活動を行っているグループや団体等の連携・協力を促進し、地域福祉活動がより円滑に行われるように調整を図る役割を担う人材のこと。
福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）	認知症の高齢者や知的障害、精神障害等があるため判断能力が不十分な人が、自立した地域生活を送れるように福祉サービスの利用援助を行うことにより権利擁護に資することを目的とした事業。生活や福祉に関する情報提供や助言、手続きの援助、福祉サービスの利用料の支払い、苦情解決制度の利用援助などを実施するほか、日常的な金銭管理等を行うこともできる。
福祉バス	交通手段をもたない高齢者や障害のある人の外出支援サービスとして運行するバス。
福祉避難所	災害時に、介護の必要な高齢者や障害のある人等を一時的に受け入れて介護する施設。
ふれあいサロン	自治会や小学校区など小地域ごとに、閉じこもりがちな高齢者や障害のある人が気軽に集まれるよう、近隣住民のボランティアで開催しているふれあい交流会のこと。参加者が歩いていけるような公民館や集会場で実施され、お茶会や食事会などを通じ、一緒におしゃべりをしたり、趣味活動や学習活動を行っている。
ま 行	
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、社会福祉の増進に努めることを任務とし、住民の相談に応じ、必要な援助が受けられるよう連絡調整を行う民間の奉仕者。併せて児童福祉法により、児童や妊産婦の保護・保健などに関する援助・指導などを行う児童委員を兼務する。
無縁社会	家族、地域、会社などにおける人との絆が薄れ、孤立する人が増えている社会。
や 行	
ユニバーサルデザイン	建築物や一般向けの製品に高齢者や障害のある人向けの機能を取り込むだけでなく、はじめからすべての人が使えるように考慮したデザインのこと。

用語	解説
要保護児童対策 地域協議会	保護者のいない児童、虐待を受けた子どもなど保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、非行児童など、社会的に保護・援護が必要と思われる児童に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。
ら 行	
ライフステージ	乳児期，幼児期，児童期，青年期，成人期，高齢期など，人が生まれてから死に至るまでのさまざまな人生の段階を表す言葉。
わ 行	
ワーキングプア	働く貧困層。正社員並みに働いているにも関わらず収入がとて少ない人々。
ワークショップ	あるテーマについて参加者が積極的に意見や技術を交換しながら討議を重ね，共同で何かを創り出す，参加型・体験型の研修会などの形式。また，その作業そのものを意味することもある。



竹原市地域福祉計画

～ やっぱりええね たけはら ～

みんなで支えあう
安全・安心・協働のまち

平成24年3月

発行

竹原市 市民生活部 福祉課（竹原福祉会館1階）

〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号

TEL : (0846) 22-7742 FAX : (0846) 22-5311